

公布された条例のあらまし

◇いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

静岡県いじめ問題対策本部に特別委員及び部会を置くことができることとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（目次、第9条、第12条～第19条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例及び静岡県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

県民の利便性向上及び行政の効率化等を図るため、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 個人番号を利用することができる事務を追加しました。（第1条関係）
- (2) 他人の個人番号を利用して行う事務を追加しました。（第1条関係）
- (3) 利用又は提供することができる特定個人情報を追加しました。（第1条関係）
- (4) 本人確認情報を利用することができる事務を追加しました。（第2条関係）
- (5) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 電気用品安全法施行令の改正に伴い、引用している条項を改めました。（別表第1関係）
- (2) 県と市で協議が調った事務を県が処理することとしたことに伴い、現在、市が処理することとしている事務の削除をする改正を行いました。（別表第1関係）

2 施行期日

この条例は、1の(2)については公布の日から、(1)については令和7年12月25日から施行することとしました。

◇静岡県新文化施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

1 制定の理由

静岡県新文化施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

2 内容

- (1) 民間事業者の選定の手続について定めました。（第2条関係）
- (2) 運営等の基準について定めました。（第3条関係）
- (3) 業務の範囲について定めました。（第4条関係）
- (4) 利用料金に関する事項について定めました。（第5条関係）
- (5) 公共施設等運営権の移転の特例について定めました。（第6条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県カスタマーハラスメント防止条例

1 制定の理由

カスタマーハラスメントの防止に関する基本的な事項を定めることにより、顧客等の権利の保護に配慮しつつ、就業者の安全及び心身の健康並びに事業者の安定した事業活動の確保を図り、もって持続可能な社会の実現に寄与するため、条例を制定しました。

2 内容

- (1) カスタマーハラスメントの防止に関する基本理念について定めました。（第3条関係）
- (2) カスタマーハラスメントの禁止等について定めました。（第4条、第5条関係）
- (3) 県、事業者、就業者及び顧客等の責務について定めました。（第6条～第9条関係）
- (4) カスタマーハラスメントを防止するために必要な施策について定めました。（第10条、第11条関係）

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県民の歯や口の健康づくり条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

歯科口腔保健の推進に関する法律の趣旨や条例制定後の歯科口腔保健を取り巻く状況の変化を踏まえ、県が実施する基本的施策を具体化するほか、必要な改正を行いました。（第1条、第2条、第5条～第7条、第9条～第11条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。